

会議名 第10回水資源保全審議会 (簡易版)

|      |                                                                         |      |                |
|------|-------------------------------------------------------------------------|------|----------------|
| 開催日  | 令和3年2月24日                                                               | 会議時間 | 15:00～17:00    |
| 会議場所 | ニセコ町役場2階 議員控室                                                           | 記録者  | 環境モデル都市推進係 佐々木 |
| 出席者  | 委員：柿澤委員、松井委員（オンライン）、丸谷委員（オンライン）、本間委員、佐竹委員<br>事務局：柏木参事、佐々木係長、重森係長 ※欠席者なし |      |                |

審議事項

(1) 役員選任について

事務局から、ニセコ町水資源保全審議会設置条例第4条に基づき、会長及び副会長を互選願いたい旨の説明があり立候補又は推薦を求めたが特に意見等はなかった。このため、事務局から会長は柿澤委員、副会長は本間委員にお願いしてはどうかとの提案があり、了承された。

(2) ニセコ町地下水保全条例の見直しについて

事務局から説明があり、その後、意見交換や審議を行った。意見等については以下のとおり。

①既に「許可」を得ている井戸の更新

- 井戸の更新においても採取量を基準に検討してはどうか
- 井戸の更新は一時的に2本になるが既存の井戸を使いながら様子を見る方が安全
- 新たに井戸を掘削する場合は更新であっても許可申請として審議すべき
- 2本3本4本と数が増えた場合でも対応できる規定とすべき
- 最新の計測値を無線で送信する機器等の活用も検討すべき
- 許可を出した事業者から報告頂くデータは、電子データなど加工しやすさも検討しては
- 更新時に場所が異なる場合は、「許可申請」として審議すべき
- 「更新」時であっても、簡易的な手続きとすべきではない
- 水位計の設置に関しては事業者の負担も考慮に入れるべき

②「届出」による大量地下水採取の懸念

- 「届出」か「許可申請」かの基準は採取量にすべきである。
- 「採取量」だけでなく水位計の設置で「水位」も計測、報告をもらえば安全性が高まる
- 「採取量」の報告は写真を添付してもらうことで信憑性が高まる
- 町全体の地下水の使用量を面的に把握できるようにすることが重要である
- 他自治体の事例では、1日や1年間の採取量上限を定めているところもある
- 一般家庭の平均使用量を基準としてはどうか
- 町内の事例として1人1日250L～350Lの使用量が挙げられる
- 町内の家庭用揚水機の小さい口径だと13mmもある
- 牧場を営んでいる営業用水としての地下水の利用も別途考慮する必要がある
- 貯水槽へ長期間溜めた地下水を供給することになる場合は衛生面に注意が必要

③国又は他の地方公共団体による地下水採取の申請に関して

- 協議をもって成立とするのではなく従来の方法に沿って事務を進めるべきだと考える
- 事務局だけの判断だと限界があるので、審議会へ意見を求めてはどうか

④その他

- 地下水資源の供給元である雨の循環など、全体の流れを考慮して検討すべき
- 水位のモニタリングから、ある程度許容できる水位を検討して、審議会でも議論を継続すべき
- 現在町内で「水位」を計測できるのはニセコアンヌプリスキー場の下にある配水池のみ
- 降水量、地下水となる浸透率など水量の全体像（収支）を把握できるよう検討すべき 以上